

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
（障害福祉課） 一
- 昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号（奨励品種の指定）の一部
改正
（農産園芸環境課） 一
- 道路の区域変更（二件）
（道路課） 二
- 道路の供用開始
（同） 二
- 土地区画整理組合の定款変更の認可
（都市計画課） 三
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可（二件）
（同） 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
（水産業振興課） 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定
（同） 五

告 示

○宮城県告示第七十号
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十二年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一五一〇〇六四三	事業所の名称及び所在地 仙台自立の家	指定障害福祉サービスの種類 就労継続支援B	設置者名 社会福祉法人	指定年月日 平成二十二年
---------------------	-----------------------	--------------------------	----------------	-----------------

仙台市青葉区吉成台
二丁目十二・二十四
型仙台市肢体不
自由児者父母
の会 三月一日

○宮城県告示第七十一号
昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号（奨励品種の指定）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月五日から施行する。
平成二十二年三月五日

第一号の表中

宮城県知事 村 井 嘉 浩

同	同	同
号東北一八九	まなむすめ	まなむすめ
北陸一八八号 まなむすめ	チヨニシキ ひとめぼれ	チヨニシキ ひとめぼれ
平二二	平九	平九
八・一三	八・一〇	八・一〇
九・二三	九・二〇	九・二〇
中間 稗型	中 間 稗 型	中 間 稗 型
強	強 や や	強 や や
太	太	太
短 や や 白	短 や や 黄 白	短 や や 黄 白
上 ノ 中	上 ノ 上	上 ノ 上
山間高冷 地帯除 く 円 下	高地の標 低 地帯 沿 び 三 陸 の 沿 岸 部 平 地	高地の標 低 地帯 沿 び 三 陸 の 沿 岸 部 平 地
多 耐 倒 伏 性 強	良 食 味 強 極 強 耐 冷 性 強 極	良 食 味 強 極 強 耐 冷 性 強 極
い も ち 病 抵 抗 性 不 明	白 葉 枯 病 抵 抗 性 が 弱 い	白 葉 枯 病 抵 抗 性 が 弱 い

○宮城県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百四十二号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
二二・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇
二五・〇〇	二五・〇〇	二五・〇〇	二五・〇〇	二五・〇〇

○宮城県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

を
に改める。

○宮城県告示第七十四号

その関係図面は、平成二十二年三月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上八瀬気仙沼線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
五・三丁	三・九	五・三丁	三・九	三・九
三〇・三	二八・八	三〇・三	二八・八	二八・八
一、二二七・五	一、二二七・五	一、二二七・五	一、二二七・五	一、二二七・五

○宮城県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

道路 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
一般国道	三百四十二号	登米市津山町柳津字黄牛柳生無番地先から 同市同町柳津字黄牛柳生無番地先まで	平成二十一年 三月五日

○宮城県告示第七十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十二年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市三色吉南土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩沼市三色吉字鶴五番地の1

三 設立認可の年月日

平成十一年十一月四日

四 変更の内容

組合員以外の役員を選任

（変更前）第17条の2 規定なし

（変更後）第17条の2 組合員以外の役員は、5人以上の組合員が連署した推薦書記載の者を、総会の同意を得て選任することができる。ただし、組合員以外の役員は理事2人、監事1人までとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の役員を選挙する場合に準用する。

五 変更認可の年月日

平成二十二年二月二十六日

○宮城県告示第七十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十二年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市三色吉南土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩沼市三色吉字鶴五番地の1

三 設立認可の年月日

平成十一年十一月四日

四 変更認可の年月日

平成二十二年二月二十六日

○宮城県告示第七十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十二年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

村田町小谷地土地区画整理組合

二 事務所所在地

柴田郡村田町大字村田字迫六番地

三 設立認可の年月日

平成十三年十二月六日

四 変更認可の年月日

平成二十二年二月二十六日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 百四十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十二年四月二十三日 午前九時

4 納入場所 宮城県石巻港新宮城丸

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

- 2 開札日時までに物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。

なお、物品調達等に係る競争入札参加資格がない者で入札参加を希望する者は、物品調達等の競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十二年三月三十一日までに申請し、入札参加資格を取得することができる。

- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合には、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合に於ては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 当該物品を船舶に相当数納入した実績を有すること。

(一) 当該納入実績を証する書類を平成二十二年四月七日までに三の1に掲げる場所に提出すること。

(二) 開札日までの間において、入札執行者から(一)の書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

三 入札書の提出場所等

- 1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産業振興課調整班（担当 田松光徳 電話〇二二・二二一・二九三四）

- 2 入札説明書の交付期間 平成二十二年三月五日から平成二十二年四月七日まで

- 3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年四月七日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 4 入札書の提出期限及び場所等

<p>四 入札に参加することができない者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者 2 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けない者 <p>五 その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十一年宮城県規則第七十四号）第二条の規定による。 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。 6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無 8 契約書作成の要否 要 9 詳細は入札説明書による。 <p>六 概要</p>	<p>(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合</p> <p>入札の期間 平成二十二年四月九日午前九時から平成二十二年四月十五日午後五時まで</p> <p>(二) 書面により入札書を提出する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> イ 提出期限 平成二十二年四月十五日午後五時まで ロ 提出場所 1 と同じ。 ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時及び場所までとする。 <p>5 開札の日時及び場所 平成二十二年四月十六日午前十時 宮城県庁行政舎十一階 一〇一会議室</p>
<p>六 概要</p>	<p>Summary</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 Nature and Quantity of Item(s) to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.2) 140 Kiloliters 2 Deadline for Delivery : April 23, 2010, 9 : 00 a.m. 3 Place of Delivery : Shin-Miyagimaru, Port of Ishinomaki, Miyagi Prefecture 4 Deadline for Bid : April 15, 2010 5 Contact Person : Koutoku Tamatsu, General Affairs Section, Fisheries Industry Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-2934 <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。</p> <p>平成二十二年三月五日</p> <p style="text-align: center;">宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県漁業調査船建造工事 一隻 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部水産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 三 契約の相手方を決定した日 平成二十二年二月十六日 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 ヤンマー株式会社東京支社 東京都中央区八重洲二丁目一番一号 五 契約金額 二億四千五百七十五千円 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約 七 随意契約理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号 該当 八 入札の公告を行った日 平成二十二年一月五日